

事務連絡
令和3年7月5日

各 都道府県
市区町村 民生主管部（局）・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

児童養護施設等入所者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症への対応については、多大な御尽力をいただいていることを感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において接種順位に従い実施しているところです。

今般、高齢者以外の方への接種が順次開始されていきますが、接種にあたっては市町村が発行する接種券が必要となることから、下記のとおり、児童養護施設等に入所している者等に接種を行う場合の接種券の取り扱い等をお示しますので、入所者等の年齢や基礎疾患の有無によりワクチンの接種時期が異なること等に留意しつつ、円滑な接種を行うことができるよう御協力をお願いいたします。

なお、児童養護施設等の入所者等への円滑な予防接種の推進を図るため、児童養護施設等からの相談窓口である自治体の児童福祉部局、障害児支援部局や児童相談所と衛生主管部局とが密に連携しながら接種体制を構築するよう、重ねてお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

(1) 接種を受ける場所

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、原則として、住民票所在地の市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種を受けることとなっている。

児童養護施設等（児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホーム・ファミリーホーム、障害児入所施設、里親、一時保護所をいう。）に入所している又は保護・委託されている者（以下の「入所者等」という。）については、接種の日時を予約した上で個別の医療機関や市町村等が設置する特設会場で接種を受ける形のほか、巡回接種により当該施設内で接種を受ける形も想定される。

(2) 接種スケジュール

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイル

ス感染症に係るワクチンの接種について)」(令和3年2月9日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第24回)資料)において、医療従事者等への接種の次に高齢者、次いで基礎疾患有する者(※1)及び高齢者施設等に従事する者(以下「高齢者等」という。)に対し行うこととされている。

医療機関による基礎疾患有する者の確認については、予診票に設けた質問事項に記載した内容により確認することになるため、診断書等の証明書は必要ない。基礎疾患有する者については、市町村ごとに接種スケジュール等を設定しているので、接種を受ける市町村の発表を確認すること。

高齢者等以外の者(基礎疾患有しない児童養護施設等の入所者等を含む。)については、高齢者等への接種の状況を踏まえ、順次接種を行うこととされている。具体的な接種スケジュールは、接種を受ける市町村の発表を参照すること。

(※1) 基礎疾患有する者(高齢者以外)の範囲(現時点のものであり、今後変更もあり得る。)

(1) 以下の病気や状態で、通院／入院している方

- 1 慢性の呼吸器の病気
- 2 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- 3 慢性の腎臓病
- 4 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- 5 インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気
- 6 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 7 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
- 8 ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 9 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- 11 染色体異常
- 12 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 13 睡眠時無呼吸症候群
- 14 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

(2) 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

2 接種に当たっての留意事項について

(1) 接種の対象年齢について

現在、日本国内では、新型コロナウイルス感染症の予防接種として、ファイザー社ワクチンと武田／モデルナ社ワクチンの2種類が接種できるが、ファイザー社ワクチンは接種の日に満12歳以上、武田／モデルナ社ワクチンは接種の日に満18歳以上の者が対象とされている。対象年齢に至っていない者が接種を受けることのないよう注意すること。

なお、使用するワクチンは医療機関や接種会場ごとに異なるため、児童養護施設等の入所者等が接種を受ける際は、接種を受けようとする医療機関等が取り扱っているワクチンの種類を確認した上で接種の予約を行うこと。なお、各医療機関等が取り扱っているワクチンの種類はコロナワクチンナビで確認する

ことができる（3 関係通知等を参照のこと）。

（2）接種券について

- ワクチンの接種に当たって必要な接種券については、住民票のある市町村から住民票記載の住所地に順次送付されることとなっている。また、令和3年度中に接種対象年齢となる者については、誕生日ごとなど、新たに接種対象となった者に対して市町村の発送頻度に沿ったきめ細かな発送を行うこととされている。
- 入所者等が接種を受けるに当たっては、接種券が必要となる。このため、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談所は、管内市町村の接種スケジュールを把握し、当該入所者等が入所する児童養護施設等の長や里親と適宜連携して、あらかじめ、住民票記載の住所地の家族に対し接種券の送付を依頼しておくなど、接種を行う入所者等の接種券が円滑に受け取れるよう配慮されたいこと。なお、障害児入所施設に契約入所している児童の接種券については、基本的には当該施設と住民票記載の住所地の家族の間で受け取りの調整が行われることが想定されるが、必要な場合には児童相談所も協力されたいこと。
- 住民票記載の住所地の家族から接種券を送付してもらうことが困難であるなど、住民票記載の住所地に送付される接種券の受け取りが困難である場合は、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談所、児童養護施設等の長又は里親（以下「児童相談所等」という。）から住民票のある市町村に対し、住民票の住所地ではなく、入所者等が入所する各施設等に対して接種券の再送付を依頼する等の対応をされたいこと（※2）。

（※2） ワクチン接種に際し、住民票のある市町村が発行した接種券に記載された接種者は、原則、住民票のある市町村において接種を行うこととしているが、やむを得ない事情により住民票のある市町村以外の医療機関等において接種を希望する場合は、本人等から、当該医療機関等が所在する市町村に対して事前に住所地外接種の届出を行うことで、住所地外接種を行うことができる。

また、やむを得ない事情で市町村への届出が困難である者が住所地外接種を希望する場合には、接種を受ける際に医師にその旨の申告を行う事等により、届出を省略することとしている。この点、児童養護施設等に入所している者については「入院・入所者」に該当するため、住所地外接種の届出を省略することができ、接種を受ける際に医師への申告等を行うことで接種を受けることができる。なお、里親委託児童も「入院・入所者」に準ずるものとして同様に取り扱って差し支えない。

- なお、住民票のある市町村からの接種券が受け取れないやむを得ない事情がある場合は、現在居住する児童養護施設等の所在する市町村において接種券の発行を受けることも可能であることから、児童相談所等は、住民票のある市町村や児童養護施設等の所在する市町村とよく相談すること。

(3)保護者の同意等について

- ワクチンの接種を受ける者が未成年の場合、16歳以上であれば、保護者の同意は必要でなく、本人の同意により接種を受けることが可能であること。
- 12歳以上16歳未満の者が接種する場合は、接種に係る当該入所者等の意思を尊重しつつ、入所者等や保護者が接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応について丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが必要となるため、その他の予防接種と同様、児童相談所等は、保護者への電話連絡、同意文書の郵送又は保護者宅への訪問等により、可能な限り保護者から文書による同意を得るよう努めること。
なお、児童相談所等において、予防接種に関し、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことは差し支えないこと。
- その他、予防接種に係る保護者の同意取得については、「予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について」(平成28年3月31日健発0331第24号・雇児発0331第7号・障発0331第14号厚生労働省健康局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知)も参照の上、対応されたい。
- また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の理由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。
 - ア 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等
 - イ 児童福祉施設に入所している場合 当該児童福祉施設の長
 - ウ 児童相談所に一時保護されている場合 当該児童相談所長
- なお、保護者から同意を取得できたものの、児童福祉施設等と離れた場所に居住している等の理由により、保護者による予診票の接種希望欄への署名が難しい場合は、施設長等により代筆して差し支えないこと。

(4)接種時の同伴について

- 16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要とされているが、保護者による同伴が難しい場合には、入所者等の健康状態を普段より熟知する施設の職員等が同伴することも差し支えないこと。
- なお、中学生以上の被接種者に限り、接種医療機関や接種会場が認める場合には、当日の受付時に接種することについての同意を予診票上の保護者自署欄にて確認することによって、保護者の同伴を要しないこととすることができるものとしているため、入所者等の希望等を踏まえつつ、適切に対応されたい。
その際、接種への不適当要件の事実関係等を確認するために接種医療機関か

ら連絡する場合もあることから、予診票の「電話番号」記入欄には、接種を受ける際に必ず連絡のつく緊急連絡先を記入すること。

3 関係通知等

関連通知等については、以下を参照されたい。

- 新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

- コロナワクチンナビ

<https://v-sys.mhlw.go.jp/>